

第3章第1節 仕事と生活の調和の状況の最近の動き

年間総実労働時間が長期的には減少していることや年次有給休暇取得率の向上が見られたが、雇用形態や勤務先の規模、業種等により状況は異なる。

2008年後半以降の経済状況の悪化による影響がみられるが、今後とも、一人ひとりの希望する働き方・生き方が実現できるよう、仕事と生活の調和実現に向けた取組を進めていく必要がある。

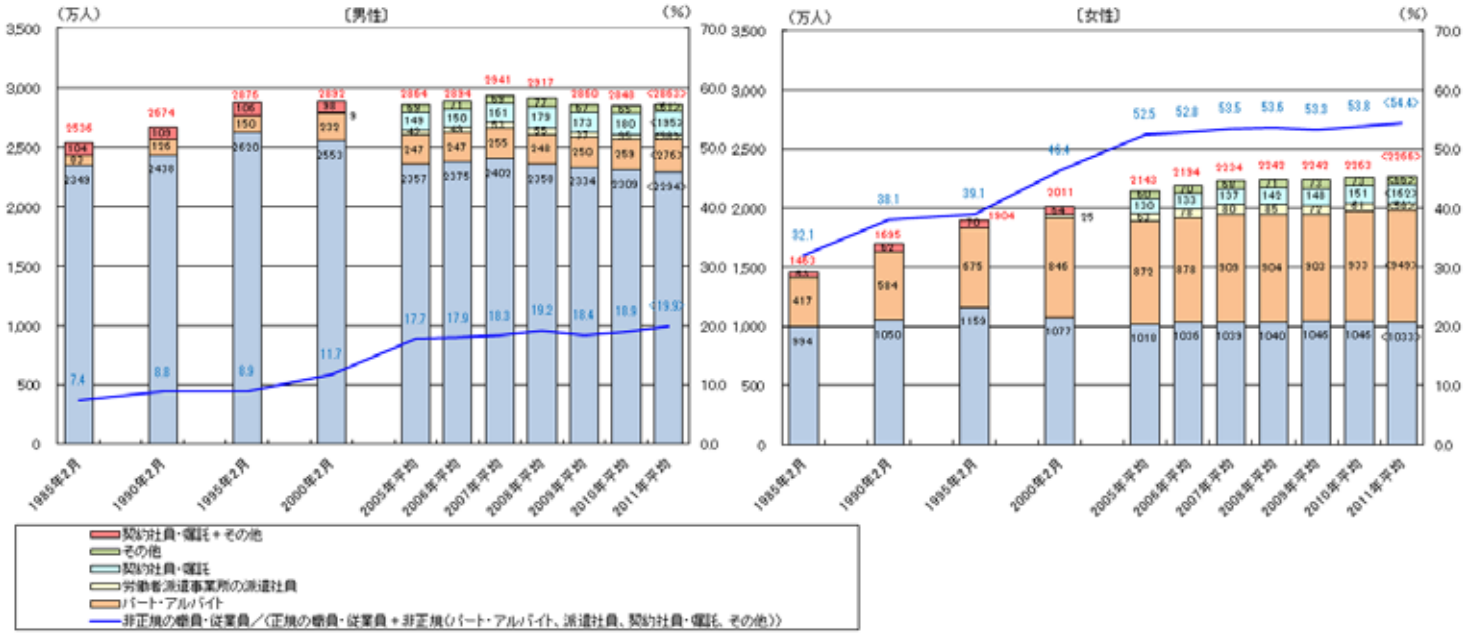
本節では、仕事と生活の調和の状況について、「憲章」、「行動指針」策定後を中心に最近の動きを概観します。

（就労による経済的自立）

「憲章」では、「就労による経済的自立ができる社会」、つまり、経済的自立を必要とする者、とりわけ若者が、いきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤の確保ができる社会を、仕事と生活の調和が実現した社会の3つの具体的な姿の1つとして掲げています。

役員を除く雇用者に占めるパート・アルバイトや契約社員など非正規の職員・従業員の比率は、長期的に高まってきています。また、非正規職員・従業員の役員を除く雇用者全体に対する割合は、2000年代半ば以降、男性は20%近く、女性は50%を超えて推移しており、2011年は男女とも1985年以降最も高く（男性19.9%、女性54.4%）なっています（図表3-1-1）。

【図表 3-1-1 雇用形態別役員を除く雇用者数の推移(性別)】



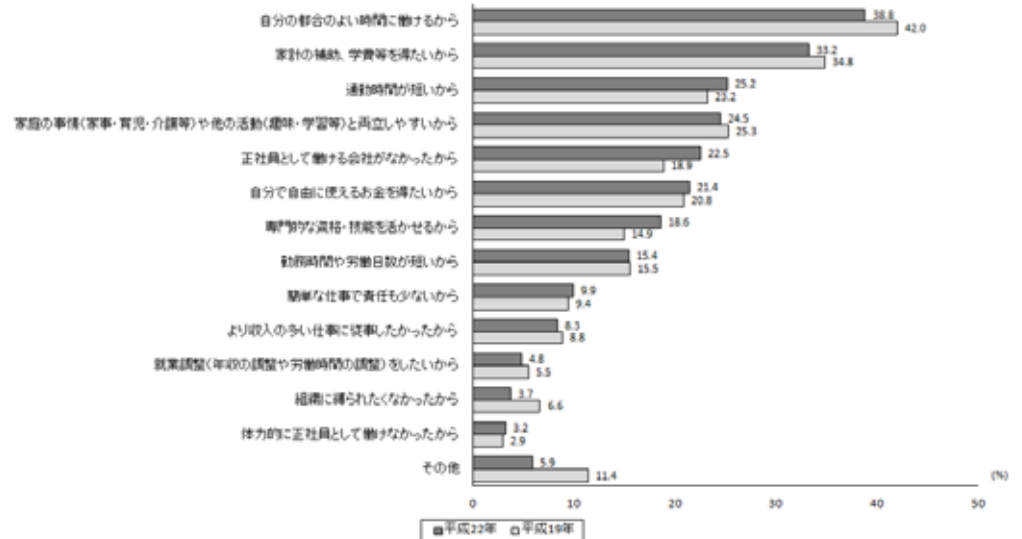
(備考)

1. 総務省「労働力調査特別調査」より作成。1985年から2000年までは「労働力調査特別集計」(2月分の単月調査)、2005年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。
2. 雇用形態の区分は勤め先での呼称による。
3. 2000年2月以前の分類は「嘱託・その他」、2005年以降は、分類を「契約社員・嘱託」と「その他」に分割。
4. 2011年の<>内の実数・割合は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

正社員以外の労働者について、現在の働き方を選択した理由を見ると、「自分の都合のよい時間に働けるから」という積極的な理由の回答割合は、平成19年の42%から平成22年の38.8%に減少し、「正社員として働ける会社があった」という非積極的な回答割合は、平成19年の18.9%から平成22年の22.5%へと増加しています(図表3-1-2)。

【図表 3-1-2 現在の就業形態を選んだ理由(労働者割合、複数回答3つまで)】

(正社員以外の労働者(出向社員を除く)のうち、回答があった労働者 = 100)



(備考)

厚生労働省「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査」より。

次に、転職希望者及び就業希望者がどのような就業形態を希望しているかをみると、雇用者(15～34歳)で、「非正規就業者」のうち、男性は3人に1人、女性は4人に1人が転職希望です。転職希望者のうち、正規就業を希望する人の割合は、男性は約7割、女性は約6割となっています(図表3-1-3)。

また、無業者(15～34歳)についてみると、男性は約3割、女性は約4割が就業を希望しています。就業希望者のうち、正規就業を希望する人は、男性は約6割、女性は約3割となっています(図表3-1-4)。

【図表3-1-3 転職希望者数及び割合(雇用者、15～34歳)】

(人、%)

		総数		うち転職希望者				
		実数	うち転職希望者		正規就業を希望		非正規就業を希望	
			実数	割合	実数	割合	実数	割合
男性	正規就業者	7,901,500	1,223,900	15.5	1,021,800	83.5	8,600	0.7
	非正規就業者	2,376,700	756,400	31.8	535,100	70.7	100,300	13.3
女性	正規就業者	4,474,100	752,900	16.8	576,400	76.6	94,800	12.6
	非正規就業者	3,891,900	924,700	23.8	559,000	60.5	271,800	29.4

(備考)

1. 総務省「平成19年就業構造基本調査」より作成。
2. 「非正規就業」は、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の合計。
3. 転職希望者総数と希望する仕事の就業形態の内訳の合計とは、転職希望者総数に自営業等を含むことから一致しない。

【図表3-1-4 就業希望者数及び割合(無業者、15～34歳)】

(人、%)

		総数		うち就業希望者				
		実数	うち就業希望者		正規就業を希望		非正規就業を希望	
			実数	割合	実数	割合	実数	割合
男性		4,625,700	1,400,000	30.3	825,700	59.0	387,800	27.7
女性		6,337,900	2,467,100	38.9	784,800	31.8	1,479,200	60.0

(備考)

1. 総務省「平成19年就業構造基本調査」より作成。
2. 「非正規就業」は、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の合計。
3. 就業希望者総数と希望する仕事の就業形態の内訳の合計とは、就業希望者総数に自営業等を含むことから一致しない。

「現在の会社で働きたい」又は「別の会社で働きたい」と回答した者の今後の働き方に対する希望をみると、「現在の就業形態を続けたい」が男性 58.9%、女性 75.5%、「他の就業形態に変わりたい」が男性 40.3%、女性 23.2%となっています。「他の就業形態に変わりたい」と答えた労働者のうち男性 90.7%、女性 86.3%が「正社員に変わりたい」を希望しています。

就業形態別にみると、「現在の就業形態を続けたい」は、嘱託社員、出向社員、パートタイム労働者でそれぞれ 83.1%、78.5%、78.1%と高い割合となっています。一方、「他の就業形態に変わりたい」は、派遣労働者、契約社員でそれぞれ 57.8、52.7%と高い割合となっており、希望する就業形態の内訳は、「他の就業形態に変わりたい」と答えた者のうち「正社員に変わりたい」がそれぞれ 88.1%、93.4%となっています（図表 3-1-5）。

【図表 3-1-5 今後の働き方に対する希望(労働者割合)】
 (正社員以外の労働者で「現在の会社」又は「別の会社」で働きたい労働者)

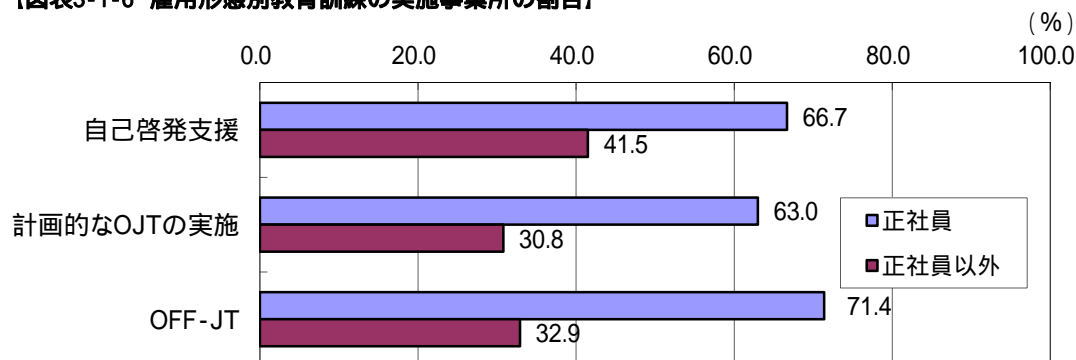
区 分	「現在の会社」 又は「別の会社」で 働きたい労働者		現在の 就業形態を 続けたい	他の 就業形態に 変わりたい	正社員		不明
	()	[]			()	[]	
正社員以外の労働者	(86.5)	100.0	69.8	29.1	25.7	3.4	1.2
男	(80.3)	100.0	58.9	40.3	36.6	3.8	0.8
女	(90.2)	100.0	75.5	23.2	20.0	3.2	1.4
前回 [平成 19 年]	[80.8]	[100.0]	[68.8]	[30.6]	[27.8]	[2.8]	[0.5]
契約社員	(87.6)	100.0	46.8	52.7	49.2	3.5	0.5
嘱託社員	(83.8)	100.0	83.1	15.9	11.1	4.8	1.0
出向社員	(88.5)	100.0	78.5	20.1	15.9	4.2	1.5
派遣労働者	(86.4)	100.0	41.0	57.8	50.9	6.9	1.2
登録型 常用雇用型	(84.9)	100.0	41.8	56.4	50.2	6.2	1.8
臨時雇用型	(88.0)	100.0	40.2	59.3	51.6	7.7	0.6
臨時的雇用者	(74.2)	100.0	69.7	30.3	19.1	11.2	-
パートタイム労働者	(87.6)	100.0	78.1	20.5	18.8	1.7	1.4
その他	(82.7)	100.0	54.2	45.3	37.4	7.9	0.5

(備考)

1. 厚生労働省「平成 22 年就業形態の多様化に関する総合実態調査」より作成。
2. () は、正社員以外の労働者のうち、「現在の会社」又は「他の会社」で働きたい労働者の割合である。

教育訓練の実施状況を雇用形態別に見ると、正社員と比較して正社員以外への教育訓練を実施している事業所割合は、低い水準に留まっています（図表 3-1-6）。

【図表3-1-6 雇用形態別教育訓練の実施事業所の割合】



(備考)

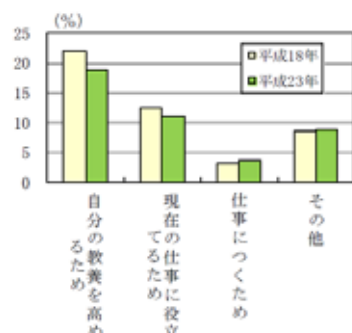
1. 厚生労働省「平成 23 年度能力開発基本調査」より作成。
2. 岩手県、宮城県及び福島県を含まない数値。
3. 計画的な OJT・・・日常の業務に就きながら行われる教育訓練だが、教育訓練計画書などを基に段階的・継続的に行われるもの。

「学習・自己啓発・訓練」(仕事や学業は除く)について、10歳以上人口に占める過去1年間に該当する種類の活動を行った人の割合(行動者率)は35.2%となり、その目的別にみると、「自分の教養を高めるため」、次いで「現在の仕事に役立てるため」が多くなっています。平成18年と23年を比較すると、全体の行動者率に変化はありませんが、「自分の教養を高めるため」「現在の仕事に役立てるため」は低下し、「仕事につくため」がわずかに上昇しています(図表3-1-6-)。

「現在の仕事に役立てるため」に行っている「学習・自己啓発・訓練」を種類別にみると、「パソコンなどの情報処理」「商業実務・ビジネス関係」が多くなっており、「仕事につくため」の場合も同様の傾向が見られます(図表3-1-6-)。

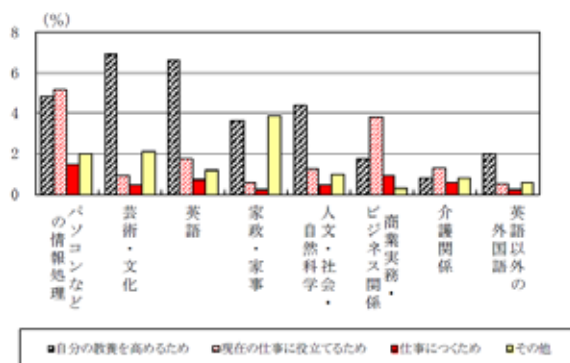
1日の生活時間配分について、積極的自由時間活動の時間を年齢階級別に平成18年と比較すると、20~24歳の増加幅が14分と最も多くなっていますが(図表3-1-6-)、その内訳を見ると、「学習・自己啓発・訓練」の増加幅よりも「趣味・娯楽」の増加幅の方が大きくなっています(図表3-1-6-)。

【図表3-1-6- 「学習・自己啓発・訓練」の目的別行動者率(平成18年、23年)】



(備考)
1. 総務省「平成23年社会生活基本調査」より。
2. 複数回答あり。

【図表3-1-6- 「学習・自己啓発・訓練」の種類、目的別行動者率】



(備考)
1. 総務省「平成23年社会生活基本調査」より。
2. 複数回答あり。

【図表 3-1-6- 年齢階級別積極的自由時間活動の時間(平成 18 年、23 年)一週全体】

(時間・分)

	総 数		
	平成18年	平成23年	増減
積極的自由時間活動	1.17	1.14	-0.03
積極的自由時間活動			
10～14歳	2.35	2.23	-0.12
15～19歳	2.24	2.18	-0.06
20～24歳	1.35	1.49	0.14
25～29歳	1.13	1.19	0.06
30～34歳	0.59	1.03	0.04
35～39歳	0.58	0.57	-0.01
40～44歳	0.55	0.55	0.00
45～49歳	0.56	0.52	-0.04
50～54歳	0.54	0.51	-0.03
55～59歳	0.59	0.52	-0.07
60～64歳	1.22	1.12	-0.10
65～69歳	1.33	1.31	-0.02
70～74歳	1.24	1.28	0.04
75～79歳	1.12	1.15	0.03
80～84歳	0.56	0.56	0.00
85歳以上	0.38	0.38	0.00

(備考) 総務省「平成 23 年社会生活基本調査」より。

【図表 3-1-6- 積極的自由時間活動の内訳(20～24 歳,男女計)】

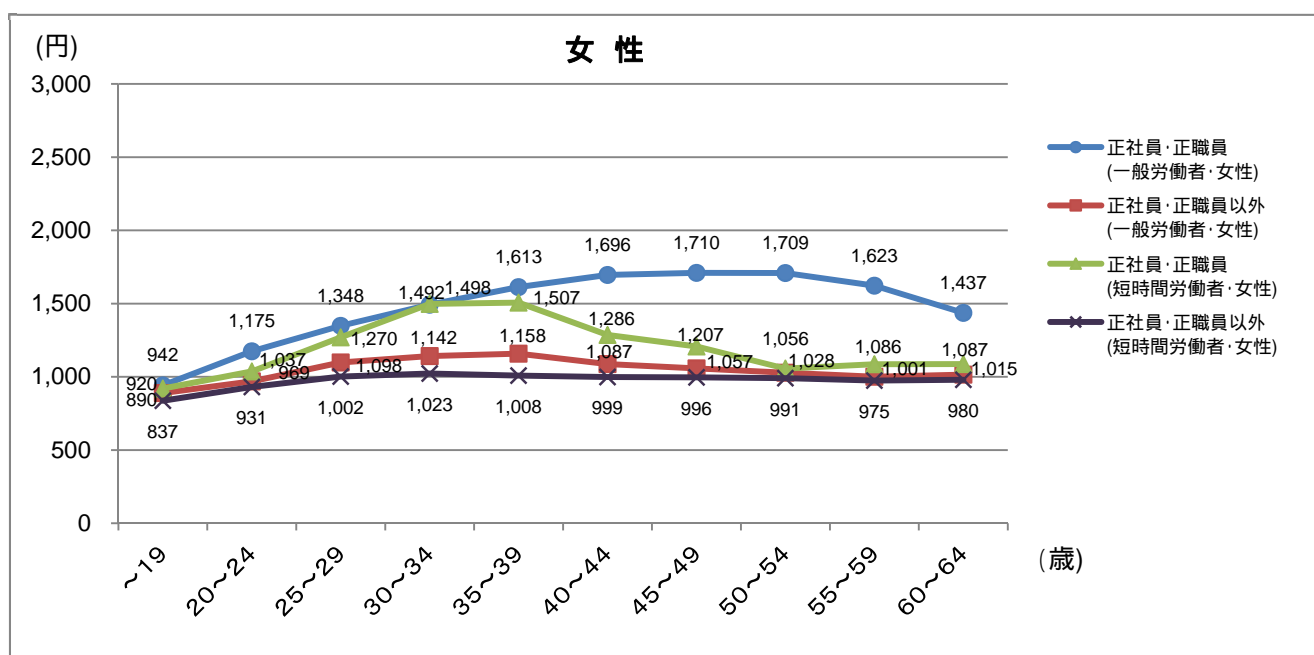
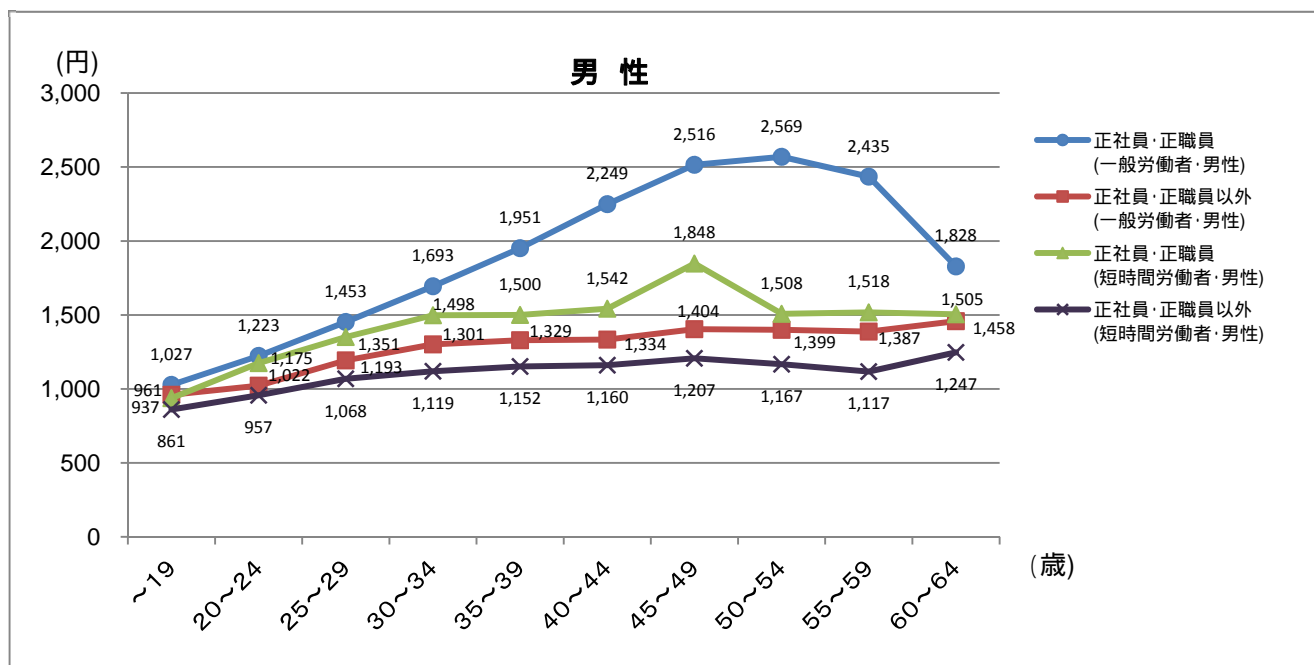
(分)

	積極的自由時間活動計	学習・自己啓発・訓練(学業以外)	趣味・娯楽	スポーツ	ボランティア活動・社会参加活動
平成23年	109	22	76	9	2
平成18年	95	18	65	9	3
増減	14	4	11	0	-1

(備考) 総務省「平成 23 年社会生活基本調査」より。

雇用形態別の給与(1時間あたりの所定内給与)をみると、正社員・正職員(一般労働者)は50歳前後まで年齢とともに上昇する傾向があり、特に、男性においてその傾向が強くなっています。他の雇用形態は男女とも年齢によって賃金が増加するという傾向はあまりみられません(図表 3-1-7)。

【図表 3-1-7 雇用形態別に見た賃金カーブ 1時間あたりの給与所得】

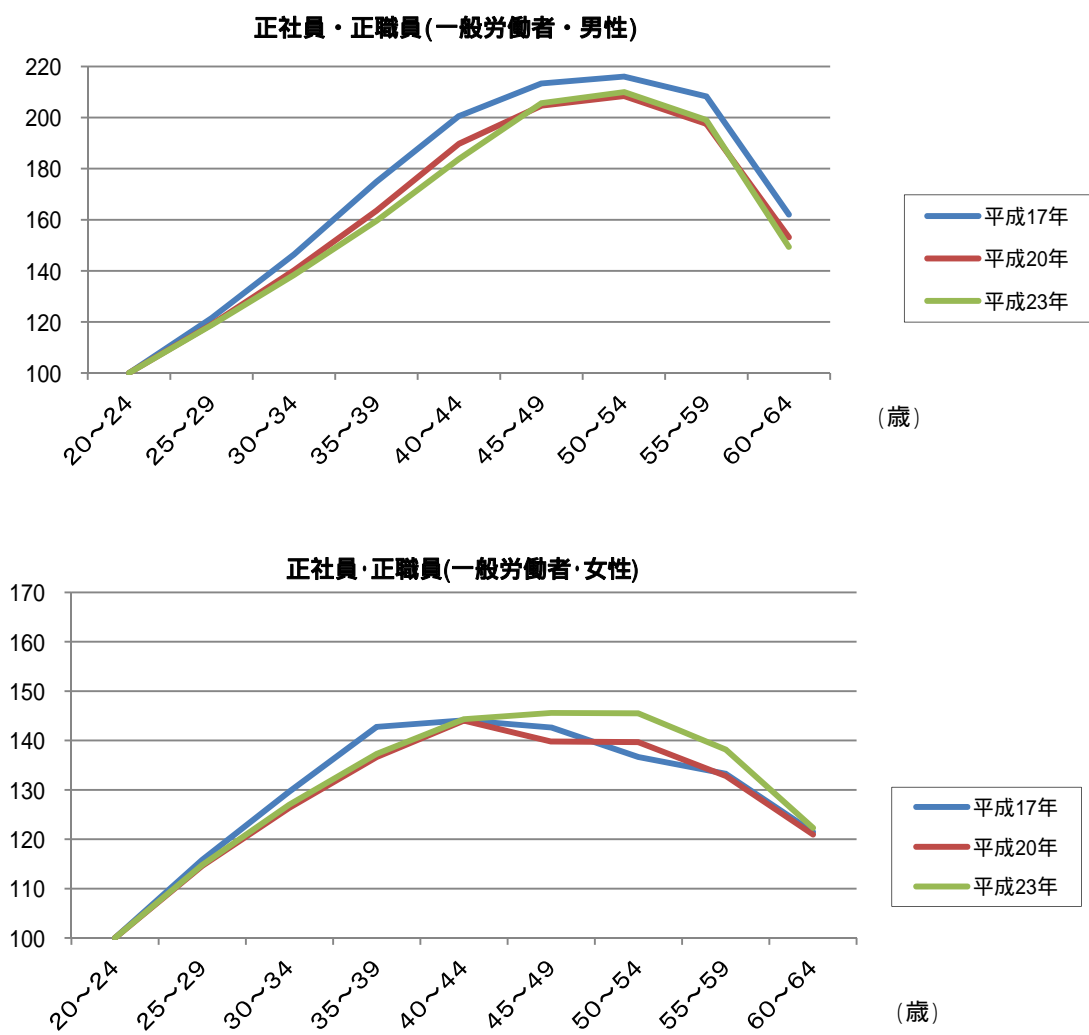


(備考)

1. 厚生労働省「平成 23 年賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 一般労働者については、所定内給与÷所定内労働時間数で算出。
3. 「正社員・正職員」とは、事業所において正社員・正職員としている労働者であり、「正社員」「正職員」等、事業所での呼称を問わない。
4. 「正社員・正職員以外」とは、事業所の常用労働者のうち「正社員」「正職員」に該当しない労働者であり、「パート」「アルバイト」「嘱託」「準社員」等、事業所での呼称を問わない。
5. [短時間労働者]とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない労働者をいう。

正社員・正職員（一般労働者）の賃金カーブを6年前と比較すると、男性ではその傾きが緩やかになっています。一方、女性では、そのピークが40歳前後から50歳前後へと移動しています（図表3-1-7- ）。

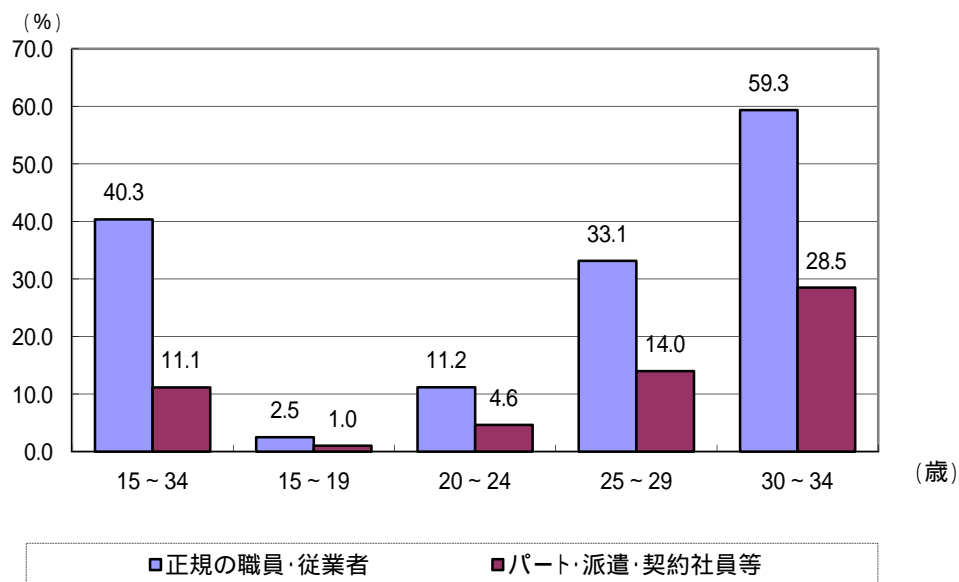
【図表3-1-7- 賃金カーブ 1時間あたりの給与所得の推移】



(備考)
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

また、男性の雇用者について有配偶比率をみると、「正規の職員・従業者」に比較して「パート・派遣・契約社員等」の有配偶比率は低くなっています（図表3-1-8）。

【図表3-1-8 雇用形態別有配偶者の占める割合(男性)】



(備考)

1. 総務省「平成19年就業構造基本調査」により作成。
2. 「パート・派遣・契約社員等」は、「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」の合計。

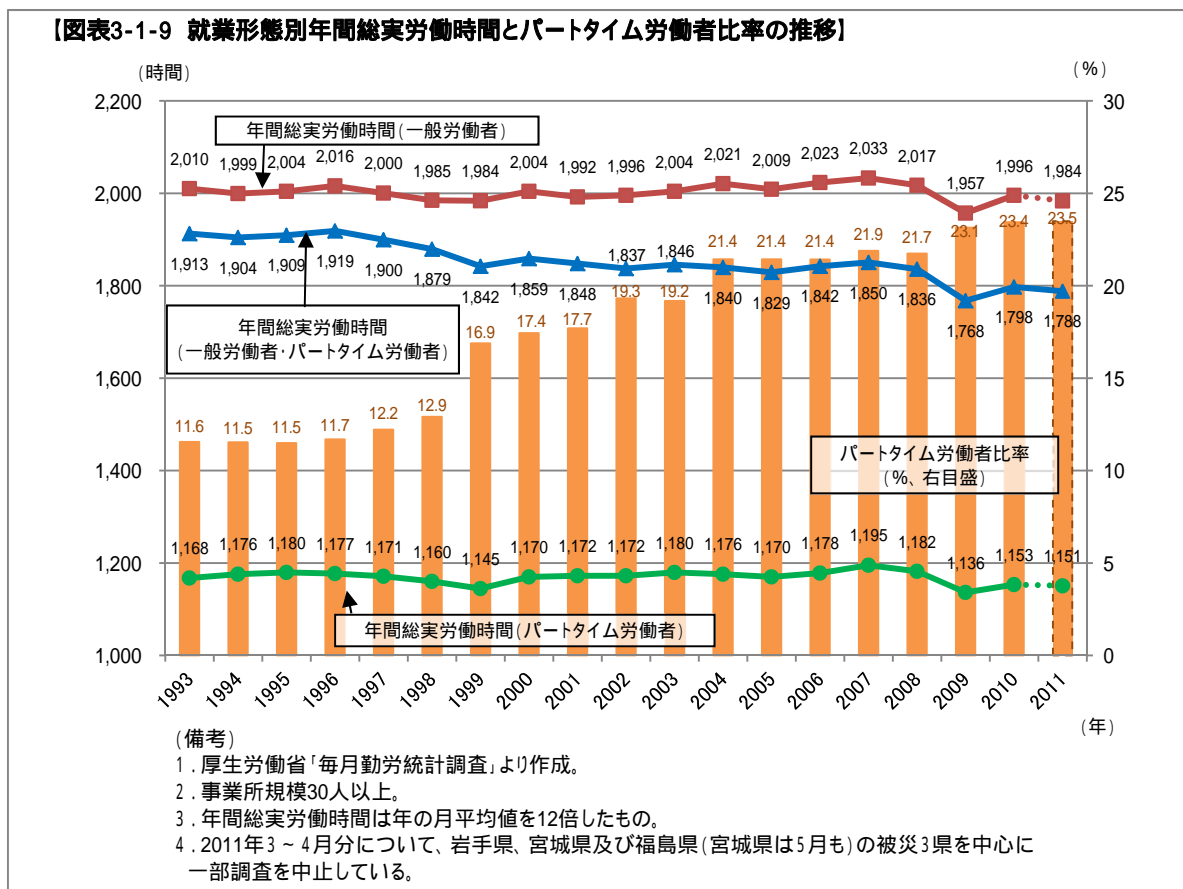
正規の社員・従業員に拘らない働き方は、家庭との両立などその人の置かれた状況や年代などに応じた多様な働き方の一つとして自発的に選択される場合もありますが、希望する職に就けないため、やむを得ず選択されている場合もあり、社会保障のセーフティネットが十分でないといった問題も指摘されています。

(健康で豊かな生活のための時間の確保)

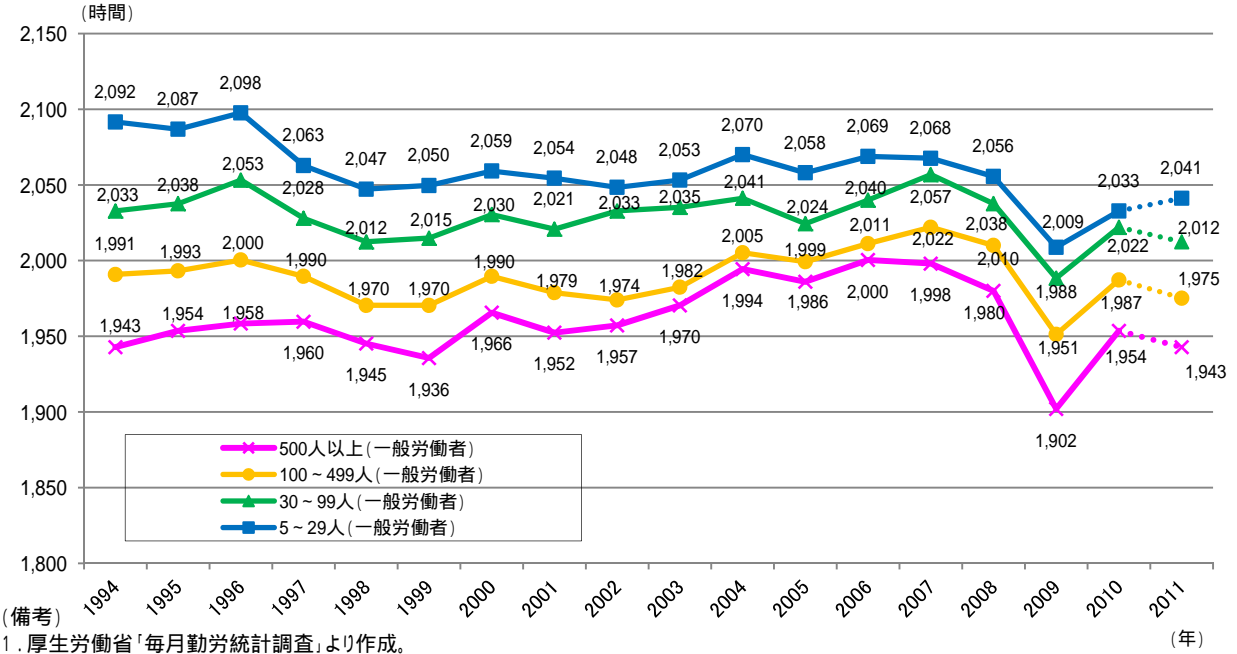
「憲章」では、働く人々の健康が保持され、家族・友人などの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる社会を仕事と生活の調和が実現した社会の具体的な3つの姿の2つ目に掲げています。

健康で豊かな生活のための時間の確保の状況に関して、年間総実労働時間についてみると、全労働者の年間総実労働時間は、減少傾向にあるものの、その減少は2008年まではパートタイム労働者比率の増加によるもので、一般労働者とパート労働者それぞれの年間総実労働時間はほとんど減っていませんでした。2009年には、一般労働者とパート労働者の総実労働時間は、景気の悪化により大幅に減少し、全労働者の総実労働時間も前年に比べ大幅に減少しました。2011年には、一般労働者とパート労働者のそれぞれが、2009年以来2年ぶりに減少しました。(図表3-1-9)。

また、一般労働者の年間総実労働時間の推移を事業所規模別にみると、依然として事業所規模が小さいほど年間総実労働時間が長い傾向があります。2011年には、他の事業所規模の労働時間が減少している中、30人未満規模のみ前年に続き増加しました(図表3-1-10)。



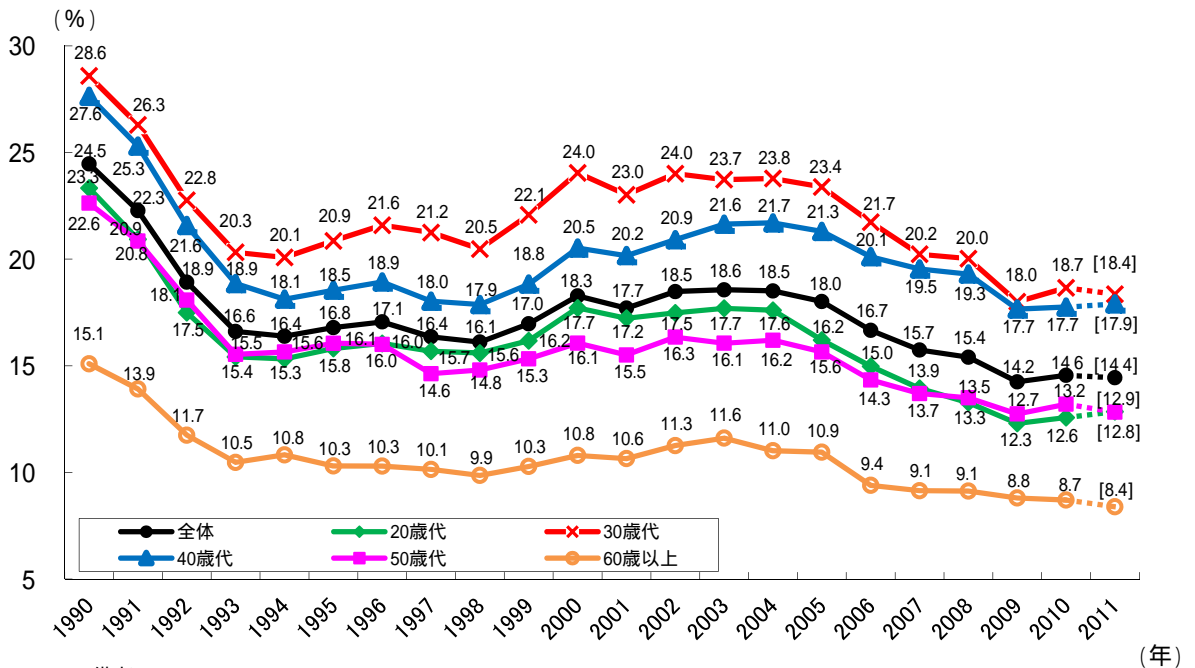
【図表3-1-10 事業所規模別年間総実労働時間の推移(一般労働者)】



(備考)
 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成。
 2. 年間総実労働時間は年の月平均値を12倍したもの。
 3. 2011年3～4月分について、岩手県、宮城県及び福島県(宮城県は5月)の被災3県を中心に一部調査を中止している。

年齢別男性の週労働時間 60 時間以上の就業者の割合をみると、2005 年以降は各年齢階層で減少傾向にあり、一貫して 30 歳代の割合がもっとも高く、2011 年は 18.4%となっています。その他、40 歳代と 30 歳代との差は縮まる傾向にある一方で、全体では 2009 年以降ほぼ横ばいの状況です(図表 3-1-11)。

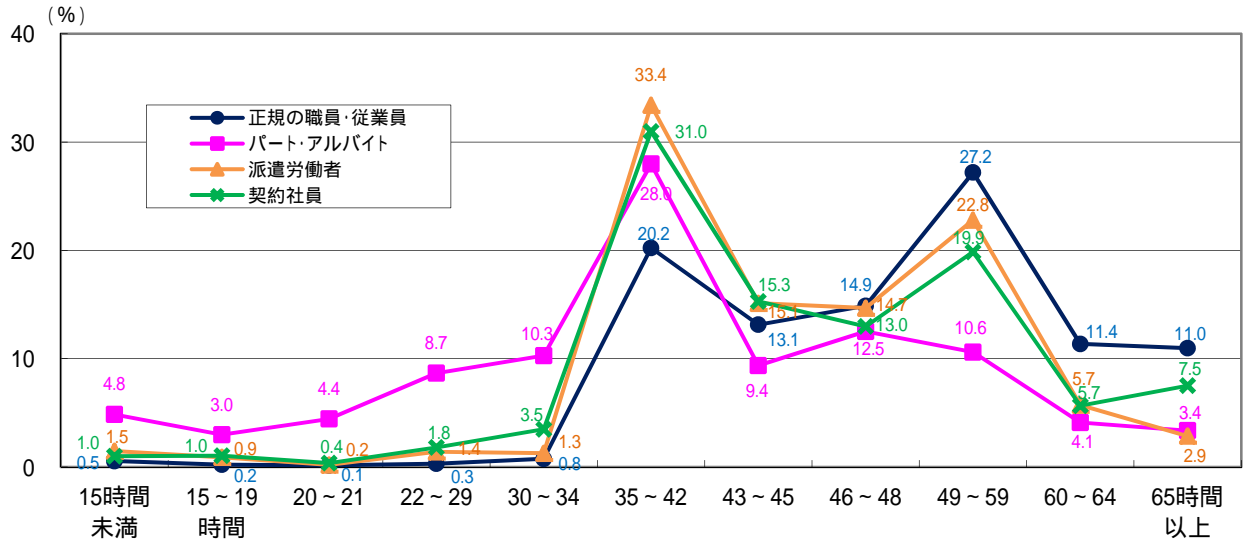
【図表3-1-11 週労働時間60時間以上の就業者の割合(男性・年齢別)】



(備考)
 1. 総務省「労働力調査」により作成。
 2. 数値は、非農林業就業者(休業者を除く)総数に占める割合。
 3. 2011年の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

また、30代男性について雇用形態別で就業時間の分布をみると、正規の職員・従業員では、週49～59時間の割合が大きいことがわかります。パート・アルバイトなど、正規以外の働き方をする人についてみると、週35～42時間の割合がもっとも大きいものの、49時間以上が、パート・アルバイトでは18.1%、派遣労働者では31.4%、契約社員では33.0%となっています（図表3-1-12）。

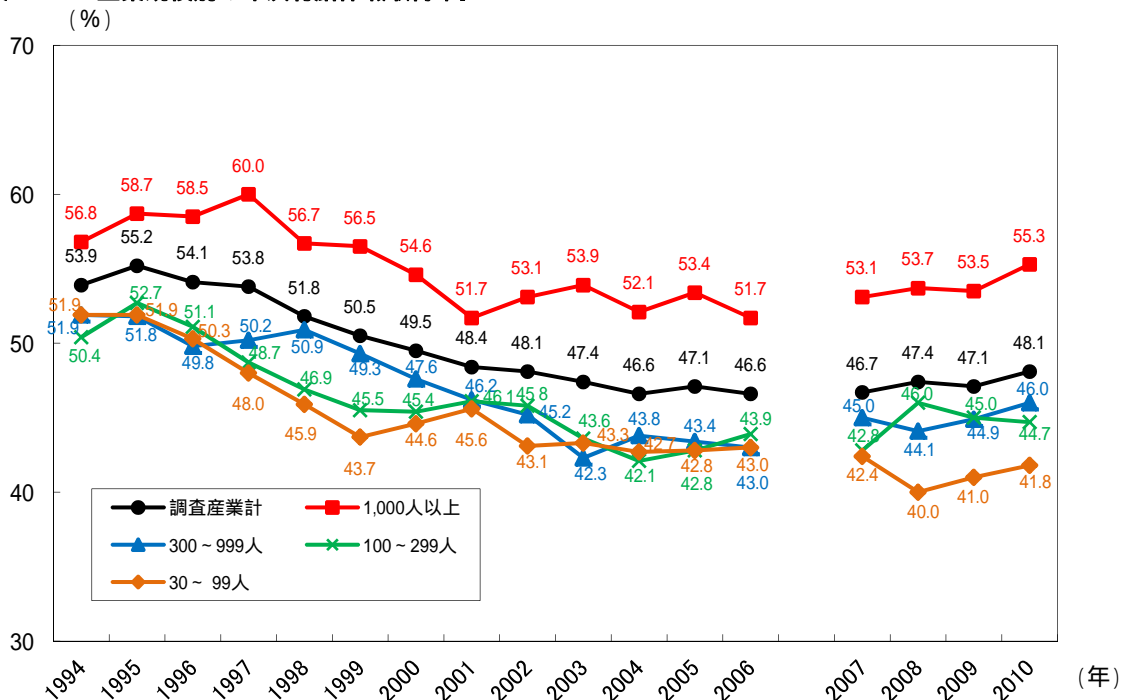
【図表3-1-12 雇用形態別就業時間の分布(男性、30～39歳)】



(備考)総務省「平成19年就業構造基本調査」より作成。

次に、年次有給休暇取得率をみると、1995年以降の減少傾向には最近歯止めがかかったものの、企業規模別で最も取得率の高い1,000人以上の企業でも取得率が55%にとどまっています（図表3-1-13）。業種別にみると、宿泊・飲食サービス業、卸売・小売業などのように取得率が4割に満たないものもみられます（図表3-1-14）。

【図表3-1-13 企業規模別の年次有給休暇取得率】



(備考) 1. 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。

2. 調査対象は、2006年までは本社の常用労働者が30人以上の民営企業、2007年からは常用労働者が30人以上の民営企業。